# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認中国地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 10件

# 中国(山口)厚生年金 事案 2968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和32年5月7日から同年7月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を同年5月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から28年1月1日まで

② 昭和32年1月11日から同年4月1日まで

③ 昭和32年5月1日から同年7月1日まで

私は、申立期間①について、C事業所(現在は、D事業所)所属の漁業調査船にE職として乗船勤務していたが、船員保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②及び③について、A社が所有する船舶のE職として勤務していたが、船員保険の被保険者記録が無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和32年5月7日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する船員手帳に、船舶所有者A社に係る、当該期間を含む同年5月7日から同年8月19日までの雇入期間の記載が確認できる。

また、上記の船員手帳により、申立人は、船舶所有者A社において複数の 雇入期間が確認できるところ、当該期間を除いて、いずれの雇入期間におい ても船員保険に加入している上、オンライン記録により、申立期間③を含む 昭和30年代に同社において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚5人 に照会したところ、船員手帳を所持している二人の当該手帳に記載されてい る複数の雇入期間については、いずれも船員保険に加入していることが確認 できる。他方、同社が、申立人について、雇入期間でありながら当該期間についてのみ船員保険に加入させない周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和32年5月7日から同年7月1日までの期間において、船舶所有者A社に船員として雇用され、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船舶所有者A社における昭和32年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、「乗船した時に、船員手帳は交付されなかった。」としている上、申立人の供述及びD事業所の回答によると、申立人が乗船したとする船舶は総トン数が19トンの漁船であり、当時、船員法において総トン数が30トン未満の漁船は適用船舶の対象外とされていたことから、当該船舶は、適用船舶ではなかったことが推認できる。

また、オンライン記録において、当該期間にC事業所が適用船舶所有者であったとする記録は確認できない上、申立人が記憶する船長についても、当該期間に船員保険の加入記録は確認できない。

申立期間②及び申立期間③のうち、昭和32年5月1日から同年5月7日までの期間について、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、当該期間は雇入期間としての記録が確認できない上、B社は、申立人に係る資料を保管していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

また、上記の船員手帳により、申立人は、昭和31年5月26日に雇止めとなってから32年5月7日に雇入れとなるまで、当該期間を含めて約1年間、雇入期間が無いことが確認できる上、申立人が同年1月11日に船員保険の被保険者資格を喪失した記録は、船舶所有者A社に係る船員保険被保険者名簿の記録、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録及びオンライン記録において一致している。

このほか、申立人が申立期間①、②及び申立期間③のうち、昭和32年5月1日から同年5月7日までの期間において船員保険料を事業主により給

与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び申立期間③のうち、昭和32年5月1日から同年5月7日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 中国(島根)厚生年金 事案 2971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和52年10月1日から同年11月1日まで 私が、A社から、同社の関連会社であるB社に異動した時の申立期間の厚 生年金保険の記録が無いが、分社化されただけであって、勤務場所も業務内 容も変わることなく継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正して ほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人と同じ時期に、A社からB社に異動している同僚が所持する給与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務し(昭和52年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年11月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、A社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 中国(山口)厚生年金 事案 2974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和59年2月29日から同年3月1日まで 私は、昭和46年10月から平成12年10月までA社に勤務し、その間継続 して厚生年金保険か船員保険に加入していたが、申立期間の加入記録が無い ので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び同社から提出された人事記録並びに申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間において継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 中国(広島)厚生年金 事案 2975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立 期間: 平成10年5月31日から同年6月1日まで 私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に転籍したが、転籍時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、「B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かった。」と回答しているとともに、C社は、「申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月に支給された給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。」と回答していることから、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し(平成10年6月1日にA社からB社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 10 年4月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いこと

から、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険 事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係 る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国(岡山)国民年金 事案 1477

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和48年3月から就職して厚生年金保険に加入したが、申立期間の国民年金保険料は、引き続き近所の集金人に納付していた。所持している申立期間当時の「国民年金保険料集金カード」には、昭和48年度及び49年度の月別欄に「受領年金係」等のゴム印が押されているので、調査の上、当該期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出 した国民年金保険料集金カードには、年度欄に「48」及び「49」の数字が手書 きにより年度表記され、月分欄に「納付済」又は「受領年金係」のゴム印が押 されていることが確認できる。

しかしながら、i)上記集金カードは、地区集金人によって集金された被保険者の国民年金保険料がA市に引き渡されたことを確認する記録であると判断されるが、申立人が所持する昭和47年度の国民年金印紙代金領収書から、同年度における申立人の保険料は地区集金人又は申立人が同市指定金融機関で納付する方式で納付されたことが確認できることから、申立人の48年度及び49年度の保険料が地区集金人から同市に「現金引渡し」される方式で納付されたとは考え難いこと、ii)集金カードの「48」年度表記の7月分欄に「この月から450-」と記載されているが、国民年金保険料月額が450円となったのは昭和45年7月であり、48年7月の保険料月額は550円であること、iii)同市が45年12月3日付けで申立人に交付した国民年金手帳保管証の裏面にある国民年金保険料集金票は、被保険者の保険料を地区集金人が預かったことを確認する記録であると判断されるが、当該集金票、集金カード及び申立人の国

民年金手帳の中の国民年金印紙検認記録における押印について比較検証すると、「納付済」の押印は、被保険者が同市に転入する以前の市町村における保険料の納付及び集金票又は集金カードの交付以前の時点におけるA市での保険料の納付を、「受領年金係」の押印は、同市による被保険者からの保険料の直接の収納及び地区集金人が集金した保険料の受取を、個人の認印の押下等は、地区集金人による被保険者からの保険料の受取を、それぞれ表すとみられることなどから、申立人が申立期間の保険料の納付を主張する集金カードは、昭和45年度及び46年度の保険料の集金状況が記録されたものであると推認され、同期間の申立人の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が所持する昭和 47 年度の国民年金印紙代金領収書から、申立人は、第1期から第3期まで(昭和 47 年4月から同年 12 月まで)の国民年金保険料は、納付月、金額、期日等があらかじめ印刷された各3か月分の保険料の納付書により各期日までに納付する一方、48 年1月及び同年2月の保険料は、納付月、金額、期日等が手書きで記載された納付書により同年3月23日に納付したことが確認できることから、申立人は同日までに、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、同年3月1日を国民年金被保険者資格の喪失日とする届出を行ったと考えるのが自然であり、A市が国民年金の被保険者として管理していなかった者に係る申立期間の国民年金保険料を、地区集金人の集金により収納していたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料を納付していないことが確認できることから、厚生年金保険の加入により国民年金保険料を納付する必要がなくなったことを認識していたことがうかがえるところ、同年 4 月から再び国民年金保険料を 2 年間にわたり納付し続けることは不自然である。

加えて、集金カードに記載された手書きの「48」及び「49」の年度表記について、申立人は、「集金カードの年度欄の数字は、誰が、いつ記載したものか覚えていない。」とし、A市に照会したところ、「集金カードにある年度欄の記載や受領の押印は、当時の資料等が残っていないため不明である。」との回答があり、記載した者及び記載された時期を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 中国(山口)厚生年金 事案 2969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和29年9月21日から35年4月12日まで 私がA社B工場に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、 脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求した記憶も、 受け取った記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録の「備考」欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱C」との押印が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和35年4月12日から約2か月後の同年5月30日に脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る脱退手当金が支給決定された昭和35年当時は、通算年金制度の創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要であった上、申立人には、A社B工場を退職後、61年4月に国民年金に加入するまで公的年金の加入歴が無いことなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求及び受給した記憶が無い というほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期 間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。 中国(山口) 厚生年金 事案 2970 (山口厚生年金事案 520、820 及び 1140 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年6月1日まで

私は、昭和36年4月1日からAに勤務していたが、厚生年金保険被保険 者資格の取得日は37年6月1日とされており、資格取得日の訂正を求めて、 これまで3回の申立てを行ったが、認めてもらえなかった。

私が昭和36年4月1日からAで勤務していたことは間違いなく、これまでの審議結果に納得できないので、改めて調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、Aが保管する申立人に係る履歴書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてAに勤務していたことは認められるものの、i)申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において昭和37年6月1日と記載されており、当該記録は、オンライン記録及び申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日と一致していること、ii)同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述が得られないことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会(当時。以下「山口委員会」という。)の決定に基づき、平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについて、申立人は、B主催の勉強会で一緒になった同級生の名前を挙げて申立てを行ったが、i)これらの同級生はいずれも申立人とは別の事業所で勤務した者であり、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除に関する供述が得られないこと、ii)申立期間当時、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき

る複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間に係る保険料控除がうかがえる供述は得られないことなどから、既に山口委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについて、申立人は、照会に対する回答を詳しく行っていなかったと言う同僚の名前を挙げて申立てを行ったが、i)当該同僚は、「申立人が勤務したことは覚えているが、保険料徴収等の事務を担当していたか否かは分からない。当時のことは記憶が薄れて、よく覚えていない。」と回答していること、ii)申立人は、「私が集金事務を担当していたとき、厚生年金保険料も集金していた。」と主張していることから、複数の同僚に対して照会したが、いずれの同僚からも、申立人が申立期間の厚生年金保険料を集金していたことをうかがえる供述は得られないこと、iii)申立人は、「申立期間も勤務していたので、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」との主張を繰り返すのみであり、その事実を裏付ける新たな資料の提出は無く、申立人が当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらないことなどから、既に山口委員会の決定に基づき、平成24年3月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、これまでの審議結果に納得できないとして、同僚二人の名前を挙げて再調査してほしいと主張しているところ、申立人から新たな資料の提出は無く、当該同僚のうち一人からは、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる供述は得られない上、年金記録について話をしたことがあるとしているもう一人の同僚については、申立人は姓のみしか記憶していないため、特定することができず、照会することができない。

このほか、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国(岡山)厚生年金 事案 2972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和22年1月頃から23年4月頃まで

私は、昭和22年1月頃から23年4月頃までA社(現在は、B社)のC部門に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況及び申立期間当時の同社の所在地並びに同僚に関する具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、同社のC部門の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の同社C部門における従業員の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況は不明であり、同社に現存する従業員名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人が同社に勤務していたかどうか分からないと回答している。

また、申立人が申立期間当時の上司であったとして名前を挙げた3人は、既に死亡又は特定できないほか、申立人が名前を挙げた複数の同僚を含め、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者期間が確認できる者13人に照会したところ、回答があった9人のうち、同社のC部門に勤務していたとする者は1人であり、当該同僚は、「C部門における雇用形態は分からない。また、申立人のことは覚えていない。」としており、残りの8人はいずれも「申立人を覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 中国(岡山)厚生年金 事案 2973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和21年4月1日から22年10月1日まで 亡くなった私の妻は、申立期間にA市(現在は、B市)の事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。私と結婚前のことで詳細は聞いていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A市の事業所の関係者であったとする者の、当時、申立人が同事業所に勤務していたとする供述があるものの、B市は、「A市の事業所に係る申立期間当時の人事記録等の資料は保管していない。」と回答しており、後継の事業所は、「昭和26年以前の職員名簿等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人のA市の事業所における勤務の状況等について確認することができない。

また、A市の事業所の申立期間当時の所長は既に死亡している上、前述の元職員は、「A市の事業所に勤務していた当時の所長や申立人以外の職員の名前は覚えていない。」としており、当時の同僚等が特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険法において、常時5人以上の従業員を使用する地方公共団体の事業所が厚生年金保険の強制適用事業所となったのは、昭和29年5月からであることから、申立期間において、A市の事業所は、厚生年金保険の強制適用の対象事業所ではなかったと推認される上、オンライン記録においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国(広島)厚生年金 事案 2976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和31年11月10日から39年4月1日まで 私がA社B事業所に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者記録の欄及び同事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、それぞれ脱退手当金の支給を意味する「脱」及び「脱手支給」が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿における申立人の前後の100人のうち、申立人の 資格喪失日前後2年以内に資格喪失している女性19人(申立人を除く。)について確認したところ、11人に脱退手当金の支給記録があり、このうち9人が 資格喪失後3か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求 の可能性もうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 中国(山口)厚生年金 事案 2977

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和19年10月1日から20年4月2日まで 私がA社B事業所に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A社B事業所での資格喪失の原因欄に「共済組合へ」と記載され、保険給付欄に申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、備考欄には支給に係る法令根拠を示したとみられる「49.3」との記載が確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後の100人(申立人を除く。)の旧台帳を確認したところ、昭和20年4月1日以前に被保険者資格を喪失した24人を除き、同年4月2日が資格喪失日である76人全員について「共済組合へ」の記載があり、このうち73人に脱退手当金の支給記録及び「49.3」の記載が確認できる上、このうち18人が同年11月14日に、24人が申立人と同じ同年12月8日に、22人が同年12月12日にそれぞれ支給決定されていることから、事業所が一括して代理請求したものと推認される。

一方、「A社B事業所五十年史」によると、A社B事業所が、昭和20年4月 1日に軍に買収された旨が記載されているが、当時においては、厚生年金保険 法第49条の3の規定等により、被保険者期間が6か月以上3年未満の者で、 「政府が、厚生年金保険法の適用ある事業の事業所の全部又は一部を買収した る為、被保険者が、厚生年金保険法施行令第9条第2号に規定する共済組合の 組合員と為りたるに因り、其の資格を喪失したるとき」は、脱退手当金を支給 すると定められている。

これらのことから、A社B事業所が昭和20年4月1日に軍に買収されたことにより、申立人は、同年4月2日に同社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人に対し申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと推認される。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国 (岡山) 厚生年金 事案 2978 (岡山厚生年金事案 517 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 30 日から 26 年 8 月 1 日まで

② 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

③ 昭和29年11月1日から30年2月1日まで

④ 昭和35年4月5日から同年11月15日まで

⑤ 昭和38年11月27日から同年12月27日まで

前回、私の夫は、申立期間①及び②についてはA社に、申立期間③についてはB社に、申立期間④及び⑤についてはC社に勤務していたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして申し立てたが、第三者委員会から、記録の訂正は必要でないとする通知があった。

前回の第三者委員会の審議は、「申立期間当時、申立人は、入退院を繰り返し、よく休暇をとっていたことから、申立人の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じていると考えられる。」とする夫の同僚の証言に基づき、夫が厚生年金保険に加入していなかったと判断されたと思っている。

私の夫は、1日や2日程度は風邪で休むことがあっても、継続して勤務しており、入院したのは昭和62年が初めてなので、空白期間があることに納得できない。今回、夫の死亡診断書を提出するので、再調査してほしい。 (注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i)申立期間①については、同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同僚の中には厚生年金保険の加入が遅れている者

がみられ、当該事業所の事業主は、採用後すぐには厚生年金保険に加入させて いなかったことがうかがわれること、ii)申立期間②については、社会保険事 務所(当時)の記録から、A社は、昭和28年4月1日から同年4月30日まで の期間について、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるこ と、及び同僚は、「申立人は、A社を退職した後、別の事業所に勤務していた が、その事業所が火事になったため、私の紹介でB社に就職した。」と証言し ており、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していなかったと推認で きること、iii) 申立期間③については、B社から提出された健康保険厚生年金 保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日(昭和 29年11月1日)は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 記録及びオンライン記録と一致している上、同確認通知書に申立人の健康保険 被保険者証が返納された旨の記載があること、iv) 申立期間④及び⑤について は、「当時、申立人は、入退院を繰り返し、よく休暇をとっていた。このため、 申立人の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じていると考えられる。」と する同僚の証言から、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことが推認 されること、v) 申立期間①から⑤までに共通して、申立人の妻は申立人の給 与からの厚生年金保険料の控除について承知していない上、申立てに係るいず れの事業所も、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の当該期間に係 る厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、及び申立てに係る事業 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票 及びオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番 号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会(当時。 以下「岡山委員会」という。) の決定に基づき、平成21年9月30日付けで年 金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の妻は、新たに申立人の死亡診断書を提出 しているが、当該死亡診断書に記載された内容から、申立期間①から⑤までに おける申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等をうかがわせる事情は 見当たらない。

このほか、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 中国(広島)厚生年金 事案 2979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和34年8月から35年10月まで

② 昭和35年10月から36年1月1日まで

私は、昭和34年8月にA市にあったB社(現在は、C社)の事業所に入 社し、運送手伝いとして勤務したが、その後、35年10月に同社D支店に転 勤し、玉掛工として39年10月まで勤務した。

しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、 記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社E支店が保管する従業員名簿から、申立人は、 勤務の開始及び終了の日付までは判明しないものの、当該期間において、B 社F支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚及び申立期間①当時、B社F支社に 勤務していたことが確認できる複数の同僚について、いずれも厚生年金保険 の被保険者記録が見当たらないことから、同社同支社では、当該期間当時、 必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったこ とがうかがえる。

また、C社G統括部は、「申立期間①当時の関係資料が残っていないため、 申立人の在籍、厚生年金保険料の控除等については不明である。当社が保管 する昭和31年から36年頃までの厚生年金保険の資格取得届及び喪失届を確 認したが、申立人に係る記載は無い。」と回答している。

さらに、B社F支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したところ、申立期間①において、整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

2 申立期間②について、前述の従業員名簿から、申立人は、B社D支店に昭和35年10月14日に入社し、36年1月1日に本採用となり勤務していることが確認できる。

しかしながら、C社E支店は、申立人の入社及び本採用の記録等について、「入社後、3か月間は試用期間だったと思われる。本採用になったら社会保険に加入させていたのだと思う。」と回答している上、申立人のB社D支店への入社年月日に近い時期に同社同支店に入社している同僚3人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも入社年月日より後の日付であることが確認できることから、申立期間②当時、同社同支店では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C社E支店が保管する厚生年金保険資格取得標準報酬確認通知書には、申立人の資格取得日は昭和36年1月1日と記載されている上、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したところ、申立期間②において、整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

3 このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 中国(広島)厚生年金 事案 2980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和24年4月1日から27年1月20日まで 私がA社に勤務していた時の申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されているところ、記載された脱退手当金の資格期間、支給金額及び支給決定年月日はオンライン記録と一致している上、申立人は当時の脱退手当金の支給要件を満たしており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和27年当時は、通算年金制度創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人は、結婚のためにA社を退職したと供述していること、34年4月に厚生年金保険に再加入するまで、被用者年金の加入歴が無いことなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国 (岡山) 厚生年金 事案 2981 (岡山厚生年金事案 1512 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和27年3月14日から30年3月30日まで

② 昭和30年5月5日から38年6月30日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、同社を退職した昭和38年当時、私は脱退手当金の制度を知らず、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶も無く、請求しているはずもないので、申立てを行ったが認められなかった。

今回、私と同様に、A社を退職後に脱退手当金を受給していないのに受給 した記録になっている複数の同僚の氏名及び連絡先、並びに当時の集合写真 等を新たな資料として提出するので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人に係る厚生年金保険被保険者 台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から社会保険事務所(当時)に回答したことを意味する「回答済」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) A社の元代表取締役は、当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨回答しているところ、同社において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に資格喪失した女性の脱退手当金の受給資格者14人のうちの8人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうちの連絡先が判明し回答があった1人は、当時、同社が退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨回答していること、iii)申立人は、母親の看病及び育児のために同社を退職し、その後に再就職する意思はなかった旨供述していること

を踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと、iv) 申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社の退職時に脱退手当金を受給していないのに、受給した記録になっているとする複数の同僚の氏名及び連絡先のほか、当時の集合写真、会社の看板写真及び申立人の5年勤務表彰状の写しを提出しているが、当該同僚に聴取しても、申立人及び当該同僚が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、また、申立人が提出した当時の集合写真等からも、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。